

第 30 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和 2 年 2 月 12 日（水）17:00～18:30

場所 総務省 8 階 第 1 特別会議室

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、西村 暢史 構成員、
西村 真由美 構成員
(以上、7 名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長
濱田 宏一 経営企画部 営業企画部門 担当部長
西日本電信電話株式会社 田中 幸治 設備本部 相互接続推進部長
重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長
KDDI 株式会社 関田 賢太郎 渉外部 部長
橋本 雅人 渉外部 企画グループリーダー
渡邊 昭裕 渉外部 a u 企画調整グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長
南川 英之 渉外本部 相互接続部 移動相互接続課 課長
老野 隆 渉外本部 相互接続部 アクセス相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
今井 恵一 政策委員会
佐々木 太志 MVNO 委員会運営分科会主査
金丸 二郎 MVNO 委員会運営分科会副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長専兼専務理事
野口 尚志 理事
NGN IPoE 協議会 石田 慶樹 会長
外山 勝保 副会長
株式会社 NTT ドコモ 榊原 啓治 経営企画部 企画調整室長

(3) 総務省

竹村電気通信事業部長、山崎事業政策課長、大村料金サービス課長、
佐伯事業政策課調査官、中村料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、茅野料金サービス課課長補佐

■ 議事概要

- | |
|---|
| <p>(1) 指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の代替性検証に関する方針整理 ○ 事務局から資料 30-1 について説明が行われた後、質疑が行われた。</p> <p>(2) 指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置に関する論点提示 ○ 事務局から資料 30-2 について説明が行われた後、質疑が行われた。</p> |
|---|

■ 議事模様

- (1) 指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の代替性検証に関する方針整理
(事務局より資料 30-1 に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございます。これまでの検討の状況とこれから何を検討していくかという方針とをうまく整理していただきました。特に、13 ページから始まる方針の整理ですが、それは17 ページに一目瞭然にわかるように書いておられますので、今後、この方針に従って議論を行い、どのように問題を絞り込んでいくかということに尽きるかと思えます。

それでは、方針整理につきまして、まず、構成員からご意見ございましたらお願いしたいと思えます。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

【酒井構成員】 よろしいですか。

【辻座長】 それでは、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 光サービス卸に関して、JAIPA から、網内折返しの機能といったことについては、接続プラス卸でできるのではないかというお話があったもので、そうすると、接続で代替できるかどうかという話に関する議論が、ほとんど8分岐の内容ばかりになってしまった感じがいたしました。その点については、確かに規模の小さな事業者ですと端末回線はたくさん使うわけにはいかないし、NTT 東日本・西日本に比べると利用

率が落ちるだろうということがあると思いますので、そこを何か別の工夫というか、前からあるように、エリアを広くするなどにより、利用率の大きな差がないようになると、考え方としては卸については最終的には、むしろ卸スタックテストをして、ほかの会社から卸が安過ぎるとクレームが来るほうが、むしろ自然な感じがいたしますので、卸の規制をだんだんとっていったって、接続にできるようにするという方向に、代替性を高めるという方向がいいような気がいたしまして、申し上げる次第です。

【辻座長】 ありがとうございます。論点が折り返し通信と8分岐ということですが、8分岐の議論は、光ファイバが始まってからずっとあるものですから、なかなか決着せず今まで来ております。この点について、JAIPAは何かご意見ございますでしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。やはり規模が小さいので、なかなかスケール感が中規模事業者とも全然違ってしまいますが、中規模事業者というか、ブロック単位で何万人ユーザを持っているというところはほとんどないので、数千から1万ぐらいまでの間のユーザをかかえる事業者となると、なかなか代替性があるとは言いがたいのかなというところでございます。

【辻座長】 前回、相田構成員がONU又はホームゲートウェイにパケットフィルターを入れて、特定の網終端装置のみにパケットが通るようにすることをご提案されましたけれども、今のJAIPAのご意見に対する回答として使うことは可能なんでしょうか。

【相田座長代理】 これは参考資料のどこかにあるのでしょうか。

【田中料金サービス課課長補佐】 参考資料30-1の質問28-2の2つ目に整理させていただいているものが該当するかと思います。

【相田座長代理】 ということで、多分ちゃんと機器開発をしていただければ、それこそサービスは可能になるのではないかとってはおります。

【辻座長】 それができたら、今のJAIPAの問題は解消するというか、網内折返し通信は卸で、ISPに抜けるのは接続ということで可能になりますから、そういうご意見でしたね。

【日本インターネットプロバイダー協会】 特に現状のPPPoEに関してはV4でもV6でも、網内折り返しがあってもなくても、基本的には関係ないということなので、考慮しなくていいという感じです。

【辻座長】 問題は技術開発ということになるわけですか。それでは、NTT西日本の重田様、お願いいたします。

【NTT西日本】 相田先生よりご質問いただいた部分も、先ほど事務局からご説明がありましたとおり、質問28-2にてご回答させていただいております。

いただいたアイデアは確かにとり得るのですが、端末の部分に関しまして申し上げますと、ホームゲートウェイの部分につきましては、相田先生がおっしゃられたとおりかと思っております。それ以外にも、ONUと直結されるようなご利用形態もございますので、まず、技術的に申し上げますと、いろいろな利用シーンを考え、網内折り返しをしない方法についてはいろいろアイデアを尽くす必要があるかと思っています。

私どもとしましては、前回は申し上げましたが、それに加えて、お客様のことを踏まえトータルに影響を勘案した上で、何か実現方法がないかという知恵を絞ってまいりたいと思いますので、引き続き、JAIPA様とは協議をさせていただきたいと思っております。

【辻座長】 ありがとうございます。では、ほかにご意見ございませんでしょうか。

そうしたら、17ページの最後の整理方針のところは、これで、光サービス卸とモバイルの音声卸では差があって、光サービス卸のほうでは代替性が全くないと言えないという表現で、モバイルのほうは代替性があるとは評価できないという整理なんですけれども、何か事業者の方で、特段にご発言はございますでしょうか。

それでは、NTTドコモ様、お願いいたします。

【NTTドコモ】 15ページ目のところになりますけれども、下の点線で、「以上から」のところ、まず一つ、代替性があるとは評価できないということになってございますが、田中料金サービス課課長補佐から口頭でも説明がありましたとおり、これは「現時点では」ということを入れていただけたらと思っています。といいますのも、今回、積極的にプレフィックス自動付与という開発の提案をさせていただきまして、前回の研究会において構成員からも、確かにそうすればプレフィックスをつけ忘れて高額になるということとは避けられると、一定の評価をいただいていたと認識しております。そういった意味で、確かに、なお書きで改めて評価ということは書いていただいておりますが、あくまでも現時点というのを強調したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【辻座長】 それでは、事務局、お願いいたします。

【田中料金サービス課課長補佐】 おっしゃるとおり、現時点で評価をしているものですので、追記について、座長とご相談したいと思います。

【辻座長】 今のプレフィックス自動付与の話は大変よく分りましたが、そのほかにいろいろなサービスがあります。例えば、モバイルにユニバーサルサービス制度の適用する

ときに、固定と同様のサービス内容ではないから緊急通話とか信号のコントロールに使えないとかがありましたけれども、これはそれとよく似ています。音声卸のサービスとその他類似サービスの相違全てに対して開発を行うのは、技術的にかなり難しいし、またそれをやるとすると、開発の費用とかが非常に高くなりますよね。だから、そういうのは代替性あり、なしということで判断していいのか、あるいは、技術開発は時間とお金がかかるから、それは無理だとするのか。ここで代替性があるとは評価できないとなっていますけれども、それは事業者としてどういうふうにお考えになっておられますでしょうか。

【NTTドコモ】 一部、マイラインという話もありましたが、必ずしも固定でやっていたマイラインとは我々は違う考え方をしております、MVNO事業者ごとにプレフィックスを自動付与するというものですから、1億数千万のユーザそれぞれの要望に応じてということまでは考えていないというのが1点と、それから、緊急通報とかフリーダイヤルの話がありましたが、それらのコールについてはプレフィックスを付与しないことから、ある程度限定されたものは自動付与し、それ以外はそのまま通すという開発かなと思っておりまして、今、詳細を詰めておりますが、そんなに高額な開発にはならないと、うちの開発部門とも相談しておりますが、今、考えております。当然、その費用についても協議しながら網改造料というものにこだわらず、いろいろな案を考えたいと思っておりますし、開発のスケジュールにつきましても、今、前倒しを開発部門と詰めているところでございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

【KDDI】 よろしいですか。

【辻座長】 それでは、KDDI様、お願いいたします。

【KDDI】 KDDIでございます。この結論に若干違和感があるところが、②はもちろん「現時点では」というところは我々もそのとおり、「現時点では」だと思っておりますので、お願いしたいというところと、あと、③で料金の変更は以来行われていないということが書かれておりますけれども、前回、我々からプレゼンをさせていただいたとおり、まさにこれから協議といったものに入っていこうとしているところでございますので、そういったものを、まず見守っていただくことが、必要なのではないかと考えているところでございます。この言い方ですと、全く行われていないと断じられていますけれども、そうではないのだろうと思っております。

【辻座長】 もちろん、全て今までの現状を受けて書いておりますから、将来的にはそ

ういうふうに下げていきますということを言っていただきますと大変ありがたいです。

これはあくまで今の時点の話ですので、先ほどと同じように「現状では」という文言を入れられても、別段おかしくないと思いますけれども、いかがでしょうか。

【KDDI】 もう一点、よろしいでしょうか。

【辻座長】 それでは、KDDI様、お願いいたします。

【KDDI】 重ねてすみません。KDDIでございます。今、関田から15ページの③の点について、指摘がありましたけれども、現時点ではという意味では、全く同じ位置づけの意見になりますけれども、②の部分に関しまして、10ページの最初の部分で、前回弊社からMVNO自身で設備を構築すれば、MVNOによる接続での音声サービスは提供可能ということをご説明させていただきました。それから、それと同様の技術的な手法に関して、その下にありますように、MVNO委員会からもそのような話がありつつも、課題があるというご指摘もいただいていることは承知しておりますが、この課題についても、先ほどのプレフィックスの自動付与と同じように、解決可能な課題だと認識しております。

とはいうものの、現状でそのような方策をとっているMVNOがいらっしゃらないので、現時点ではという意味では、方向性については異論ございませんが、技術的に実現可能な方策があるということで、逆に14ページの光サービスのほうで、既に②のところコアネットワークを持っている事業者がいる事例があるということと同じように、MVNOが設備を持てば、これと同じような位置づけになるのかと考えております。たまたま今はMVNOの中で、そういった事業者がいらっしゃらないということで、その件がどこにも触れられておりませんでしたので、ここで一言申し添えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、立石様、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 今ちょうど触れていただいた、14ページの②の部分について、日本全体でとなると、これも代替性という部分であるのかもしれませんが、多分、面積的には8割ぐらいの日本の地方部においては、そもそも存在しないということを考えると、都市部と田舎の部分に分けていただいて考えたほうがいい時代が来ているのかなと思います。そもそも設備がなくてとか極端なところは光すら整備されておらず、そこについて代替性があるかというところ、おそらく代替性を持ってこられる事業者は、豊富な光ファイバを持っているケーブルテレビ事業者が万が一あれば別ですけれど

も、そうでなければほぼないという状況なので、そのケーブルテレビ事業者も厳しい状況ですから、これに関しては、田舎に関してはないということを書き添えていただけたらと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

【KDDI】 KDDIです。資料の14ページの光サービス卸の②のところなのですが、KDDIとしてはシェアアクセスを実際に使っている立場として若干コメントさせていただくと、いわゆる接続機能として開放されていて、それを使えばできるという話と、実際の事業としてそれができるかどうかという間には、かなり大きなハードルがあると思っています。過去、数年来、実際に接続をできるようにしていくところはずっと議論されてきていて、それが昔の8分岐、1分岐の議論であったり、光配線区画を整理、拡大しようという話であったり、いろいろやってきて接続というところを入りやすくしようとしてきました。それでも卸には何百社と入っていく中で、接続を使っているのは当社を含めて数社だけという状況は変わらないわけであって、機能が開放されていてできるということと、実際にできるかどうかというところはかなり別な話だと思うし、ここを見る限りでは全く考慮されていないように見えるので、そこは考慮したほうがいいのではないかと。

前回のプレゼンにおいても、ソフトバンク様も事業としてやるには厳しいという話もありましたので、そこは考慮すべきではないのかと、実際に使っている立場からコメントさせていただきます。

【辻座長】 ありがとうございます。そうしたら、今の可能であることと、できることと若干格差があるということで、それは確かに我々も長くこういう議論をしていると承知しております。NTT東日本・西日本のほうで何かご意見はございますでしょうか。

【NTT西日本】 先ほど、KDDI様からご指摘があった点は、実態として、数の話だけで言いますと、おっしゃるとおりかと思います。一方で、我々もプレゼンさせていただいたとおり、我々の捉え方としては、そもそも卸と接続というのは違うものだと思っております。卸に関しては、サービスの単純再販によって裾野を広げていくもので、そのために我々は努力させていただいております。そういう意味では、小規模の事業者様も含めて数多く参入いただいているのはありがたいことだと思っています。

他方で、接続に関しては、事業者ごとのそれぞれの装置を用いて、サービスの裁量権を持つことで、自由度を確保できるという点が1つメリットとして挙げられると考えており

ます。そういった意味ではKDDI様は、非常に市場に魅力のあるサービスを提供されており、そういうサービスの競争も含めた評価になるのではと思います。単純に数の勝負ではないと思っています。

以上です。

【辻座長】 また既に、先ほど言われましたように、接続で使われるという事業者の数が極端に少ないことの理由の一つとして、使い勝手が悪いというのもあるし、もう一つは、何を使いたいかという需要を皆さん方に言われて、こんなのをやってくれというのが少ないというのがあり、そこはどちらの問題かというのは非常に悩ましいところがあるから、おっしゃるように数だけの話ではないということはよく理解できます。

それでは、事務局お願いします。

【田中料金サービス課課長補佐】 先ほど、JAIPAから資料の修正に関するご提案があつて、14ページの②のところにおいて、都市部と田舎を分けて記載すべきということをお願いしたのですが、なかなか難しいと思っております、というのは、実際、NTT東日本・西日本の加入光ファイバを都市部と言えない地域でも使われている状況があるので、それを書き分けることができる状況にはないと思っています。そういう意味で、一部の事業者というところに、そういう含意があることは共通認識として考えていただけたら、一番適切なのかと考えております。

【辻座長】 どうもありがとうございました。いろいろ微妙な表現が多いもので、一部とか現時点とかそういう表現に含意されているものを読んでいただくとありがたいです。ほかは何かございませんでしょうか。

それでは、テレコムサービス協会、お願いいたします。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会でございます。先ほど、KDDI様から2点ご指摘をいただいたと思っております、1点については、モバイル音声卸については、MVNO事業者がみずから設備を持つことで実現可能ではないかというご提案、また、今後については、卸料金についてMVNOと協議していくということで、これは非常にありがたいご提案をいただいたのかなと思っております。半面、技術的にできることとビジネスが成立することは別だと、これはもっぱら固定のビジネスを指してそう言われたのかと思いますけれども、モバイルの事業については、その逆のことが言えるかと思っております、我々、MVNOに設備を持てばできると、だから、接続代替性があるとおっしゃられても、技術的には仮にクリアできたとしても、経済的にそれがクリアできるかというの

は、まさにKDD I様が今、固定のほうで苦しんでおられる問題が、全く我々に降りかかってくるのかなと思っておりますので、その点については、にわかには同意はしかねるところかと思っております。

また、料金の交渉についても、これまで去年のモバイル研究会でも、卸料金の交渉については前向きに取り組んでいきたいというご意見をMNOからいただいたところではありますが、それから1年経って、まだ実際にそういった交渉がまとまったという話はMVNO委員会傘下の各MVNOからもないと私は認識をしております、現時点でそういった方針を言っていたとしても、それをもって直ちに代替性検証というものに影響することはないのではないかと思います。少なくともNTTドコモ様からは、前々回、1月10日の会合で我々も歓迎すると申し上げたとおり、プレフィックスの自動付与という形でかなり踏み込んで、こういう形でいけば問題が解決するのではないかと踏み込んだご提案をいただいたという話と、これから音声の卸料金の協議をMVNOとやっていくというご提案では、まだ粒度にはかなり差があるのかなと私どもは感じておまして、その段階で、現時点で代替性の評価に対して、今後、協議に応じていく方針が必ずしもプラスに記載していただく理由にならないのではないかと考えております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、KDD I様、お願いいたします。

【KDD I】 今、MVNO委員会からいただいたご意見、特に前半の部分について、至極ごもっともなことで、移動と固定が裏腹というところがございますので、冒頭、座長のほうからございました、17ページの書き分けているところ、モバイル音声卸と光サービス卸の書き分けと、これは書き分けるところが本当にこれでいいのかどうかというところは、同じことが言えるのではないかという思いはございます。どちらに寄せるかどうかというのはいろいろ議論がございますけれども、書き分けるというところはいかなものかという思いはございます。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。NTTドコモ様、何か今のMVNO委員会のほうからのご意見に対して、ご意見ございませんでしょうか。

【NTTドコモ】 先ほどの佐々木様のコメントのとおりで、うちは一步踏み込んでるので粒度が違うのではないかかということに尽きるかなと思ってます。そこをしっかりと詰めていきたいというのが我々の考えでございます。

【辻座長】 ありがとうございます。なかなかどう判断するかというのは、事業者の方々によって違うものですから、離れているように見えていても似ているようなものもあって、議論の整理のところ、どのように今後図っていくのか非常に難しい点があるように思います。しかし、できるだけ前向きに、ユーザーのプラスになる形で進行していけたらと思います。

ほか、何かご質問ございますでしょうか。それでは、JAIPA、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 JAIPAです。先ほどの一部の事業者の件、ご説明ありがとうございました。一応我々の感覚としては、可能と事業として成立というのが全然違うという点は、固定に関しては少なくとも同じ考えなんですけれども、代替性というのが都市部でも不十分で、地方においてはほとんどないという感じなので、一部の事業者においてというのは、そう書いていいと思います。

私どもの求めている、例えば、光サービス卸を接続で利用できるようにしてほしいと申し上げているのが、結局分岐単位接続の話になると、ものすごく時間がかかるというのはよく理解しているので、今、NTT東日本・西日本がたくさんシェアを持っているNGNそのものと同じ形を、そのまま乗っけて接続で提供してほしいという意味なので、8分岐の、例えばNTT東日本・西日本が8分の5を持っていますというのであれば、5の部分のところの1つを接続で提供してほしいという意味なので、その辺は確かに今の接続とは違うものであると、それだけご理解というか、一応そういう方向で、そういった形でも接続なり十分な代替性のある卸の提供ができるようにしてほしいというのが、JAIPAのもともと言ってきたことなので、よろしくお願ひしたいと思います。

【辻座長】 NTT東日本・西日本は何かご意見ございますでしょうか。今の空いているところの1本だけ貸していただいて、それを接続しようということですが。

【NTT西日本】 ご要望として承っておりますし、認識は合っていると思います。実現に向けて課題が多いということは申し添えておきますが、引き続き、いずれにしても協議はさせていただきたいと思います。

【日本インターネットプロバイダー協会】 よろしくお願ひします。

【辻座長】 わかりました。ほか、ご意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、議題1はここまでとさせていただきます。いろいろご意見いただきましたものですから、議題1の「指定電気通信設備を用いた『接続』と『卸役務』の代替性検証」につきましては、オブザーバーの意見を反映して、資料30-1の方針に基づき、

取りまとめに向けて事務局にて作業を進めていただきたいと思います。

(2) 指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置に関する論点提示

(事務局より資料30-2に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。ただいまのご説明では、指定設備を用いた卸サービスについて、1つは、適正性、公正性、透明性を担保するためのデュープロセスの設定、もう一つが競争のコスト水準を明らかにするという2つの観点が入っていて、これは非常に新しいことで、いろいろ今後詰めていかないといけないと思います。特に、重点的な検証とその他の検証というコストの検証の方法とかも提示されたわけですが、今後こういう点を詰めていきたいと思っております。

それでは、今のご説明につきまして、ご質問とかご意見がございましたら、どなたでも結構ですので、お願いしたいと思います。

それでは、西村構成員、お願いいたします。

【西村(暢)構成員】 ご説明ありがとうございました。先ほどの資料30-1のところで発言しようかと迷っていたところでございますけれども、資料30-2を拝見しますと、非常に大きな代替性の評価というものを制度として作り上げていくという印象を持っております。その上で、先ほど座長からご説明がありましたとおり、新しい視点という形で資料30-2ができてくると思うのですが、非常に資料30-1と資料30-2は密接に関与しておりまして、特に資料30-2の4ページの重点的な検証対象、そして、そのほかの検証対象というところの説明文の中に、代替性が不十分、代替性がないといった言葉がございまして、ない、あるいは不十分などという解釈が、非常に資料30-1にもかかわってくるように思っております。

先ほど、ご議論いただいておりますような地域性でありますとか技術的、経済的なお話、あるいは、実際の協議なんかの状況も踏まえると十分ある、もしくはない、それから不十分などという判断基準も合わせて、この中に取り込んで議論しなければならないという理解でよろしいでしょうかというのが事務局への質問になります。

【辻座長】 ありがとうございます。では、事務局、ご回答をお願いいたします。

【田中料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。そうしましたら、資料30-1の13ページをお開きいただければと思います。先ほど方針整理いただいた評価基準のところでございます。

13ページの下段のほうに、2、代替性の定義及び評価基準ということで書かせていただいておりますが、最終的には全体で判断しなければいけない部分もあるのだと思いますけれども、基本的な考えとしては、1に該当するものは同様のことができるということであれば十分と判断していいのではないかと考えます。また、②と③の観点で、①ではない場合に十分とすべきなのか、それとも不十分とすべきなのかという観点が特に考慮されていくかと思えます。①も②も③も該当しないものについては、もはや代替性がないと整理するほうがよいということになるかと思えますので、基本的にはそういうメルクマールになるかと考えております。

【辻座長】 いかがでしょうか。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。

【辻座長】 確かに代替性の検証というのは非常に難しく、以前競争評価等々で、モバイルの代替性の評価を行ったことがありました。あのときはデータがあったもので、データに従って代替性の推計とかを行いました。しかし、今回は、データがあるようでないようで、またこれの研究をやっている方は多分誰もおられないと思います。今、西村構成員が言われたように、分類に必要な代替性がどの程度あるのか、あるいは、どの程度が適切かということ、政策的な判断で使うには非常に精緻にしなければならないと思います。ただ、問題提起として今後の施策のきっかけであれば、それなりの議論はできます。最終的には、いろいろな実証的なデータで代替性の大きさを出す必要があるかと思えます。そこまでは今のところは求めず、こういう施策を、これから初めてやっていくわけだから、それに当たってのいろいろな課題とか、問題というのを見出して、それを解決していくという趣旨だと理解しておりますがよろしいですか。

【田中料金サービス課課長補佐】 基本的には座長のおっしゃるとおりだと思います。今回は特に接続機能との関係での代替性で評価しておりまして、今後、こういった代替性評価を進めて、例えば、今後はより精緻な整理も、例えば、数字的などというご提案がありましたとおり、どこまでできるのかも含めて検討する必要はあるのかもしれないというのは感じております。

ただ、今回においては、今の評価基準のレベルで、まずはやってみるところもあるのかと考えております。

【辻座長】 オブザーバーの皆さんから、これまでの議論の印象とか、あるいはお考えなどございましたら、どなたでも結構ですのでいかがでしょうか。そういうデータはない

とか判断基準が抽象的だとか、いろいろな議論があるかと思いますが、この案が出てきたのは、この研究会では初めてですので、何かご意見等を持たれているようでしたら、お聞かせください。

それでは、JAIPA、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 インターネットプロバイダー協会です。秘密保持のことについて、詳しく総務省や研究会でこうやってまとめていただいて、例えば、資料30-2であれば2ページ、あと、参考資料の46ページのあたりとか非常にうまくまとめていただいて、大変ありがとうございます。既に報告書とかでも出ていますけれども、指定設備に関するNDAで、事業者側から意見書を出したりとか、こういった研究会とかで議論、問題を提起するために、どうしても委縮が働いてしまっているので、引き続き、NDAの問題について必要最小限のものにさせていただきたいと思っています。

セキュリティの問題といったことについてまでオープンにしろとは言っていないで、例えば、どこの事業者であっても同じように適用されている技術仕様の部分とか、提供条件の部分といったものについて、きちんとこういった場でオープンにできるように、特に同じような条件で利用している事業者の間でも形式的にはNDAなので、そういった横の話もできない状態はとてよくないので、そういったところをきちんと今後の議論で整理していただきたいと思います。

確かに、NTT東日本・西日本の競争上の地位とかといった問題もあるのはよく理解しているのですが、そもそも指定設備になっているというのは競争上有利過ぎる状態なので、そういった問題を委員会とか研究会やパブコメとかで自由に議論を提起できるように、引き続き、お願いしたいと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。どなたかご意見ございませんでしょうか。

それでは、テレコムサービス協会、お願いいたします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会、MVNO委員会です。資料30-1に基づきまして、モバイル音声卸につきましては、代替性については「現時点では」というエクスキューズ付きでありますけれども、代替性はないということで、この議論が資料30-2に、西村構成員からご指摘いただいたとおり、密接な関係を持って進んでいくと理解しております。

資料30-2の接続そのものについては、非常に妥当な進め方が書いてあるのかなと考えておりますが、反面、特にモバイル音声卸につきましては、実際に音声のサービスをM

VNOに対して提供される事業者が一種と違って3社おられる、それぞれについての取組についても、今後非常に大きな違いが出てくると考えております。

そういった中で役務単位、モバイル音声卸という役務の単位で検証するということが必ずしもそぐわないケースがあり得るのかなと思っておりまして、例えば、プレフィックスの自動付与機能等、あるいは、卸料金の協議等において、MVNOにとって先進的な取り組みをしていただいているMNOにとって、そうは言っても役務単位で検証を行うということになってしまうと、そういったことをして、どんどん改善していこうというインセンティブは全く失われてしまうことについては、一定程度考えられるのかなと考えておりまして、そのあたりについては役務単位で実際に、こういった制度的には指定される形になるのかもしれないですけれども、実際の運用の中においては、あくまで事業者ごとにどのような施策を行っているかということについて評価するといった視点についても盛り込まれてはいかがかと思いました。

私からは以上です。

【辻座長】 基本的にデータ等を出されるのは事業者ですから、代替の検証は個々の企業さんのデータに基づいてということになりますね。だから、今危惧されておられましたけれども、みんなを平均してとかということではないわけですよ。

【中村料金サービス課企画官】 今、テレコムサービス協会のMVNO委員会からありましたとおり、事業者ごとに対応に違いが出ることも今後想定されると考えています。ですので、代替性検証や、その後につながる検証についても、当然事業者ごとに詳細なところを見て行って、差がつくということもあり得ると考えてございます。

【辻座長】 これで、当初はサービス単位で見られるという理解でよろしいでしょうか。

【中村料金サービス課企画官】 代替性のあるサービスを提供している事業者と、そういったものではない事業者や、不十分な代替性のサービスを提供している事業者で対応は分かれていくのではないかと考えています。

【辻座長】 最初のルールは、これは全体に影響しますが、確かに代替性の検証になってしまうと、全体のサービスもありますけれども、それは個々の企業さんのデータに出ますから、そういうものと絡んでくるとは思います。ありがとうございました。

それでは、真下様。

【NTT東日本】 NTT東日本の真下でございます。協議の話も随分出ておりましたので、少し最近の状況についてご報告させていただきます。先ほどJAIPAの野口様か

らもお話があったように、団体協議の実施について話をさせていただいております。団体協議を再開するに当たり、この研究会の場でいつもご議論させていただいているように、可能な限り個別事情に関わらないところはオープンにお話しさせていただきたいと考えております。網終端装置の混雑状況についてのパーセンテージであるとか、個別の数字や金額が絡むところは難しい面がありますが、できるだけこの研究会の場でオープンにさせていただけるベースは極力オープンにしながら、どうしてもここは難しいというところも個別にご相談しながら、進めさせていただく必要があるかと思っております。そのような団体協議を来週、J A I P A様としようと考えておりますので、ご紹介させていただきます。

一方で、団体協議に代替性の判断を期待されるのは、少々つらい面もあります。と申しますのは、協議自体は前向きにやりますが、どうしてもJ A I P A様もいろいろな立場の方がいらっしゃる中、N T T東西とJ A I P A全会員様の間で方向感が合っていない場合、なかなか円滑に議論が進みにくい場合もあります。ですので、おそらくお互いが案を出し合いながら協議することで、円滑に議論が進むと考えております。もう少し申し上げますと、網終端装置の混雑状況に関する話は、随分各社様とも、多くの意見交換をさせていただき、苦しい状況が明らかだったため、方向感を合わせた形でN T T東西としてもいろいろな取り組みができたことから、速やかに対応できました。一方、ユーザ単位の接続料といった話になりますと、必ずしも、各社様と十分な話をしたことがない中、これから話をしていかななくてはならないという側面があります。そのような意味で、来週が1回目になりますが、可能な限り、この場でご紹介できるよう努力してまいりたいということをお話させていただきました。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、協議のほうもうまくいくことを祈っております。ほかにございませんでしょうか。

それでは、関口構成員。

【関口構成員】 資料30-2の5ページ目、2番の検証の考え方についての最後の記述について、N D Aとの関係で、どこまでこれが現実的に機能するかということは、やや懸念をしています。今回、光卸はその他になるから検証対象にならないのですが、光卸の場合には、ボリュームディスカウントを禁止しています。しかし、ほかの卸はボリュームディスカウントもあるので、事業者ごとに交渉があるわけです。そのベンチマークで、どういう形で提示するかにもよるのだけれども、積み上げみたいなことを考えていって、接続相当みたいなベンチマークを要求すると、各社の違いをどのように公表していくのか、

NDAで縛ったところをどういう形で出していくのか等、やや可能な限り公表の可能はどこまでなのだろうという心配があります。その点についてコメントいただければと思います。

【辻座長】 では、事務局、お願いいたします。

【田中料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。まさにご懸念のところは非常に重要な観点だと思います。総務省に検証結果として報告いただいたものをそのまま公表しようとか、そんなことは全く考えておりませんで、資料30-2の5ページ、2の4つ目の丸で書かせていただいておりますとおり、一定のメルクマールとして「指定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除いて」と記載しております。基本、行政に届けられた情報について、情報公開法ではこういうメルクマールで外に出すということがありますので、個別のところどこまで出すかについては、実際に検証結果を出していただいた事業者とも相談しながら、研究会でも議論いただきながら最終的には決めていくので、そういったご懸念のところは非常に重要だと事務局としても認識しているところでございます。

【関口構成員】 ありがとうございます。

【辻座長】 それでは、ほかにご意見ございませんでしょうか。そうしたら、論点2のコストの面は、これまでの議論の中で初めてこういう場に出てきましたものですから、すぐにご意見は出てこないと思いますし、あるいは、いろいろなご懸念、あるいは、我々が決めないといけない点が多々あるので、今日提示された素案をベースにしてこれから議論して行って、できるだけ実行可能なもののほうに向けて議論できていければありがたいと思いますので、また研究会の場でご意見を賜りたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

以上